

事務連絡
平成 27 年 2 月 2 日

各都道府県担当課長
各指定市担当課長

} 殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐

電気自動車のための充電機器の道路占用の取扱いについて

標記については、別添のとおり各地方整備局等あて通知しましたので、参考までに送付します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこの旨周知願います。

別添

事務連絡
平成 27 年 2 月 2 日

各地方整備局道路部路政課長 殿
北海道開発局建設部建設行政課課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長 殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐

電気自動車のための充電機器の道路占用の取扱いについて

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日付け地方分権改革推進本部決定）に基づく「平成 26 年地方分権改革に関する提案募集」において、電気自動車のための充電機器の道の駅における道路占用の取扱いについて提案がなされた。これを受け、平成 27 年 1 月 30 日に「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたところである。

既に「規制・制度改革に係る方針」に基づく道路占用許可事務の取扱いの周知について」（平成 23 年 12 月 21 日付け事務連絡）において、電気自動車のための充電機器が道路法第 32 条第 1 項第 1 号の「その他これらに類する工作物」に該当する旨周知したところであるが、無余地性の原則の適用に当たっては、下記の事項を十分に勘案し、引き続き適切な取扱いを徹底されたい。

記

- 1 道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電機器の利用者にとって不便な場所である場合は、道路の区域外に余地があるとは言えないこと
- 2 道路区域外に余地がある場合であっても、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電機器の設置が困難となる場合は、道路の区域外に余地があるとは言えないこと